

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年12月5日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 チャック・マッケンジー
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	フィデリティ・マネー・プール
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の金 額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月25日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年8月29日付提出の有価証券届出書の訂正届出書で訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載内容につき、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

継続申込期間：2016年2月26日から2017年2月24日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されま
す。

< 訂正後 >

継続申込期間：2016年2月26日から2017年2月24日まで^(注)

(注) ファンドは、下記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の
概要 (5) その他 (a) 信託の終了 1 .」の記載に従って、2017年2月10日付で
信託の終了（繰上償還）を予定しております。

繰上償還が確定した場合、購入の申込期間は2017年2月9日までとなります。詳しく
は、下記「(12) その他 信託の終了（繰上償還）」をご参照ください。

（ 12 ）【その他】

< 訂正前 >

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるもの
とします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する
事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といい
ます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

< 訂正後 >

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるもの
とします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する
事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託の終了（繰上償還）

ファンドは、2017年2月10日付で信託の終了（繰上償還）を予定しており、異議申立手
続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

2016年12月6日時点のファンドの受益者のうち、この繰上償還に異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、2017年1月12日に投資信託契約の解約の届出を行ない、2017年2月10日に償還となります。ただし、異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点での受益権総口数の過半数となった場合は、繰上償還は行ないません。この場合、繰上償還を行なわない旨の公告を行ない、かつこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します。

(参考)

投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

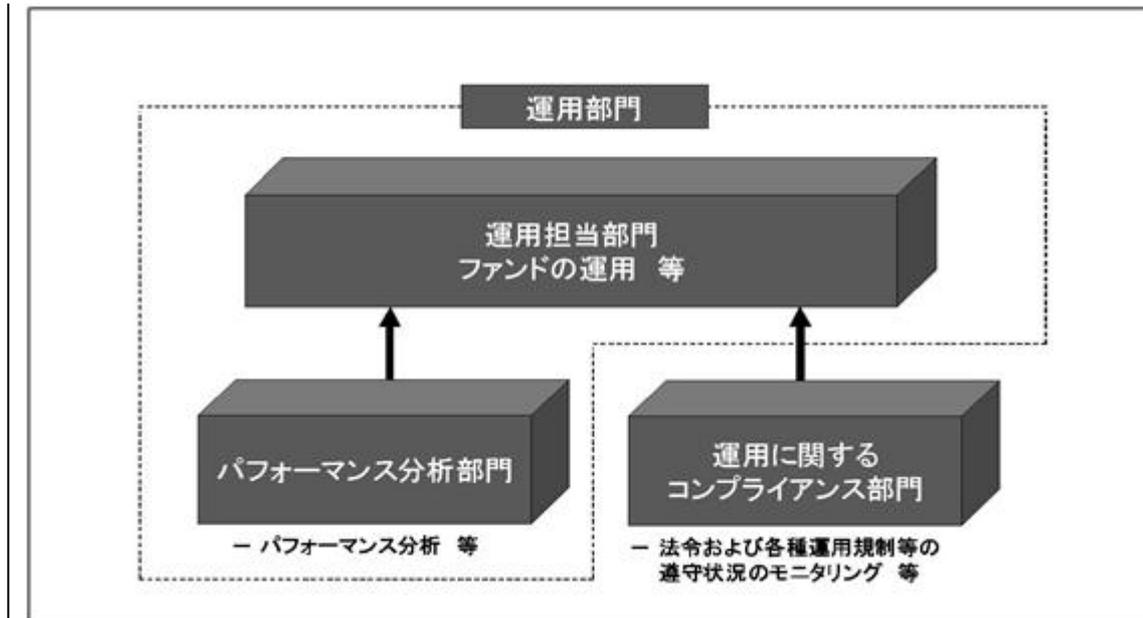
第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（略）



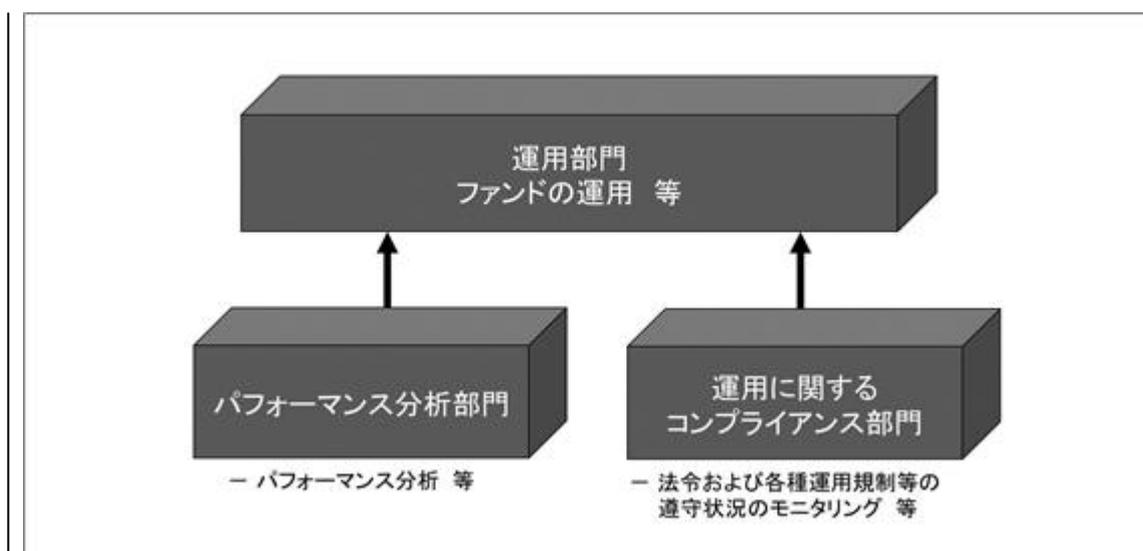
（略）

運用担当部門では、ファンドの運用等を行いません。

（略）

<訂正後>

（略）



（略）

運用部門では、ファンドの運用等を行いません。

（略）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（5）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

<訂正後>

信託期間は無期限とします。

（注）ファンドは、下記「（5）その他（a）信託の終了 1.」の記載に従って、2017年2月10日付で信託の終了（繰上償還）を予定しております。

繰上償還が確定した場合、信託期間は2017年2月10日までとなります。